



接続約款変更認可申請書

東相制第09-85号
平成21年11月10日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																																			
<p>(手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(30) (略)</p> <p>料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(62) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表 工事費及び手続費 第2 手続費 2 手続費の額 2-2 2-1以外の手続費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		備 考	(1)～(62) (略)	(略)		区 分		単 位	備 考	(1)～(9) (略)	(略)	(略)		<p>(手続費の支払義務) 第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(30) (略) <u>(31) 当社が、端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能を利用する協定事業者に対し、これらの機能に係る当社の電気通信設備（以下「データ伝送サービスに係る設備」といいます。）の故障情報等を提供するために必要となる情報の登録を行ったとき。</u></p> <p>料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(62) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(63) 故障情報等提供機能</u></td> <td><u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するための機能</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表 工事費及び手続費 第2 手続費 2 手続費の額 2-2 2-1以外の手続費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(10) 故障情報等提供に係る登録手続費</u></td> <td><u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するために必要となる情報を登録するときに要する費用</u></td> <td><u>1件ごとに</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>附 則</u> この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。</p>	区 分		備 考	(1)～(62) (略)	(略)		<u>(63) 故障情報等提供機能</u>	<u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するための機能</u>		区 分		単 位	備 考	(1)～(9) (略)	(略)	(略)		<u>(10) 故障情報等提供に係る登録手続費</u>	<u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するために必要となる情報を登録するときに要する費用</u>	<u>1件ごとに</u>	
区 分		備 考																																		
(1)～(62) (略)	(略)																																			
区 分		単 位	備 考																																	
(1)～(9) (略)	(略)	(略)																																		
区 分		備 考																																		
(1)～(62) (略)	(略)																																			
<u>(63) 故障情報等提供機能</u>	<u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するための機能</u>																																			
区 分		単 位	備 考																																	
(1)～(9) (略)	(略)	(略)																																		
<u>(10) 故障情報等提供に係る登録手続費</u>	<u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するために必要となる情報を登録するときに要する費用</u>	<u>1件ごとに</u>																																		